

基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます

施策1-1 啓発活動、福祉教育の推進

【施策の目的等】

- 障害への理解を深め、差別や偏見をなくし、支えあう市民意識の醸成を目的とした施策です。
- 日常生活の中で、障害の有無にかかわらず、市民として共に暮らし支えあう関係を築くための啓発や福祉教育を推進します。

【現状と課題】

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障害に加え、難病、発達障害及びその他心身の機能に障害のある人がその定義に加えられており、多様な障害に対する理解を広めていくことが求められています。

当事者アンケートの結果（P.32 図表-23）では、市の施策やまちづくりに対する評価は、「⑧地震等災害の際の避難や支援体制」、「⑩障害者の就業・雇用対策」、「⑮障害への配慮」の項目の重要度が高く、かつ満足度が低い施策にあげられています。

市及び社会福祉協議会では、広報等により多くの市民に啓発できるよう取り組んでいるほか、キャップハンディ体験や小中学校での福祉教育の推進に取り組んでいます。

今後、より効果的な取組を進めていくには、小さなころからの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体等と連携・協力し、子どもから大人まで、多くの方を対象にした啓発活動を行い、障害に対する理解を深め、差別や偏見を解消し、支えあう市民意識の醸成に努める必要があります。

【取組内容】

1-1-1 広報・啓発活動の推進

毎年12月9日の「障害者の日」、12月3日から9日の「障害者週間」、12月4日から10日の「人権週間」、毎年9月の「障害者雇用支援月間」、10月下旬に行われる「精神保健福祉普及運動」等において、行事や市報等を活用した広報啓発を行います。

また、障害への理解を深める研修・講座を開催し、障害のある人に対する市民の理解と認識を深めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|-----------------|
| 市ホームページの充実 障害者理解に向けた研修・講座の開催 市報・ラジオ等による広報・啓発活動 障害者団体等による啓発活動への支援 | 石巻市 |
| 広報紙「社協だより」の発行 | 社会福祉協議会 |
| 研修・講座等の開催及び講師派遣 | 関係機関 サービス事業所 |

1-1-2 福祉教育の推進

学校での総合学習や生涯学習等の機会を利用し、キャップハンディ体験、わかりやすい手話講座等、子どもから大人まで、すべての市民が、障害のある人に対する理解を深められる取組を推進します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--------------------------------------|---------|
| わかりやすい手話講座の開催（学校・団体・グループ等への出前講座） | 石巻市 |
| キャップハンディ体験学習会 福祉教育助成金の交付（小・中学校対象） | 社会福祉協議会 |

施策1-2 地域交流、ボランティア活動の推進

【施策の目的等】

- 障害への理解を深め、支えあう市民意識を醸成するため、相互交流の機会をつくることを目的とする施策です。
- 地域で支えあう意識を醸成するため、ボランティア活動を推進します。

【現状と課題】

当事者アンケートでは、ふだんの暮らしの中で差別や偏見が「ある」、または「あると感じている」と答えているのは、身体障害者で30.5%、知的障害者で57.0%、精神障害者で48.5%となっています。身体障害者では「交通機関利用の際」、知的障害者では「店での扱いや店員の態度」、精神障害者では「仕事や教育の機会」等があげられています(P.26 図表-16、P.27 図表-17)。

障害のある人が地域で自分らしく暮らすことができる共生のまちづくりを推進するためには、日ごろから分け隔てなく接していくことができる意識づくりが欠かせません。

障害のある人も、地域社会を構成する一人であることを認識し、積極的に地域内活動等に参加し、地域住民の方に広く受け入れてもらえるよう努めることが大切です。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

【取組内容】

1-2-1 地域交流活動の推進

障害者団体や地域活動団体、事業所等が主体的に行う交流活動を支援し、障害の有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう場を確保します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|----------|
| 石巻市地域づくり基金事業助成金（地域振興活動に対する補助） 石巻市障害者社会参加促進事業補助金（地域交流活動に対する補助） にこにこフェスティバルの開催（障害者施設の参加） 福祉イベント等の開催支援 障害者支援団体等が主催する交流会開催支援 | 石巻市 |
| 地域交流事業、スポーツ大会 | 法人、団体等 |
| 地域交流活動の開催 | サービス事業所 |
| 地域交流活動への参加 | 当事者、地域住民 |

1-2-2 ボランティア活動の活性化

ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障害者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。

また、復興支援等を通じ市内外で活動しているボランティア団体やNPO法人等との連携・交流を推進します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|-------------------|
| 手話奉仕員養成講座 手話奉仕員フォローアップ教室 啓発・交流推進ボランティアの養成 | 石巻市 |
| ボランティア育成講座 ボランティアセンター運営 | 社会福祉協議会 |
| ボランティアの受け入れ | 法人、団体等 サービス事業所 |
| ボランティア活動への参加 | 地域住民 |

施策1-3 人権・権利擁護の推進

【施策の目的等】

- 市民一人ひとりが個人の尊厳を重んじ、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めるための施策です。
- 障害によって、権利利益の侵害や不利益を被ることのないよう必要な取組を推進します。

【現状と課題】

共生社会を実現するうえで、基本的な人権の尊重と権利擁護は最も重要な理念であり、重要な施策のひとつといえます。

平成23年6月に障害者虐待防止法が公布、平成24年10月に施行され、平成23年8月の障害者基本法の改正（公布・施行）では、障害を理由とするあらゆる差別の禁止や消費者としての障害者の保護、選挙や司法手続きでの配慮等が義務付けられました。

さらに、平成25年6月には障害者差別解消法が公布、平成28年4月に施行され、障害者の権利擁護のための法整備が進んできています。

市では、障害者の権利と財産を守るための取組として、成年後見制度の利用を支援するとともに、虐待に対応するための窓口である虐待防止センターを設置し、様々な事案に対応しています。

また、社会福祉協議会では、在宅障害者の金銭管理や様々な暮らしのサポートを行う日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）を実施しています。

今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域住民及び当事者の意識啓発とともに、成年後見人等の育成確保にも取り組んでいく必要があります。



【取組内容】

1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の促進

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者等に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を保護支援するために、成年後見制度の利用促進に努めます。

また、人権相談の実施等により、障害のある人の権利擁護に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|---------|
| 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業） 市民後見人の育成・活用 法人後見に係る研修の開催 成年後見制度の広報 人権に関する広報啓発 人権相談の実施 | 石巻市 |
| 日常生活自立支援事業（まもり一ぶ） | 社会福祉協議会 |

1-3-2 障害者虐待防止対策の推進

家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応が取れる体制の充実を図ります。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|---------|
| 障害者虐待防止法の周知 虐待防止センターの設置 養育支援訪問事業（ホームヘルパー派遣事業） 要保護児童養育支援カウンセリング事業 障害者家庭訪問等個別支援事業 障害者緊急一時保護事業 障害者虐待防止連携会議の設置 障害者虐待防止研修会 障害者権利擁護支援弁護士相談事業 | 石巻市 |
| 施設内での虐待防止対策の推進 | サービス事業所 |
| 虐待発見時の通報 | 地域住民 |

施策1-4 障害を理由とする差別の解消の推進

【施策の目的等】

- 障害を理由とした差別を解消し、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現することを目的とする施策です。
- 市職員の研修や社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取組を進めます。
- 民間事業者における従業員研修への職員派遣など、職場での取組を支援します。

【現状と課題】

平成28年4月から施行された障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。

また、事務事業を行うにあたり障害のある人（家族等を含む。）から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合等において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ合理的配慮を行うことが義務化されています。

民間事業者においては、必要かつ合理的配慮を行うことについては努力義務となっていますが、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止については、国・地方公共団体等と同様に義務とされています。

今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障害への理解の促進、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていく必要があります。

【取組内容】

1-4-1 障害者に対する差別等の禁止

日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障害を理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|---------|
| 障害を理由とする不当な差別の禁止に関する啓発・広報活動 市職員対応要領に基づく相談・苦情への対応 | 石巻市 |
| 職場研修の実施（差別の禁止や合理的配慮等） | 一般企業 |
| 職員が守るべき倫理の周知徹底 | サービス事業所 |

【取組内容】

1-4-2 社会的障壁除去のための合理的配慮

行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項について、職員対応要領を定めるよう努めることとされており、市では、必要かつ合理的配慮や、差別を受けた場合等の相談体制の構築等について、石巻市職員対応要領を定めて対応していきます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|----------------------------------|------|
| 相談・苦情への対応 市職員対応要領に基づく合理的配慮の実践 | 石巻市 |
| 合理的配慮の努力 | 一般企業 |

基本目標 2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します

施策 2-1 相談支援体制の確保

【施策の目的等】

- 障害のある人が、地域で暮らしていくために必要な支援やサービスを適切に受けやすくするための体制づくりを目的とした施策です。
- 多様な相談内容に応じることができるよう、窓口等の相談体制の充実を図ります。

【現状と課題】

適切な福祉サービスが受けられるようにするため、障害のある人やその家族等の相談支援は、市窓口のほか、主に3か所の相談支援事業所が担っています。市窓口には、相談支援員及び手話通訳者を配置し、相談体制の強化を図っています。

また、平成24年度から平成25年度までの2年間限定で、女川町と共同開設した東日本大震災で被災した障害のある人の総合的な支援を行う「石巻市女川町障がい者総合サポートセンターくるみ」を継承し、「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」として、相談支援体制の強化を図っています。

アンケート調査では、(P.32 図表 23)「①相談窓口の使いやすさ」は重要度、満足度がともに高くなっており、障害のある人一人ひとりに適切に対応できる専門性と柔軟性が求められています。

引き続き、各事業所、関係機関及び庁内各担当窓口との連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制を確保していく必要があります。

【取組内容】

2-1-1 相談窓口の充実

障害のある人や家族が必要とする指導助言を受けることができるように、市役所や障害者相談支援事業所に相談窓口を設置し、その周知を図るとともに、多様な機会を活用した相談受付を行います。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|---------|
| 相談支援員・手話通訳者の配置 障害者相談支援事業所の設置 関係機関相談窓口の周知 市民相談窓口での相談受付 | 石巻市 |
| 生活相談事業 | 社会福祉協議会 |
| 利用者及び地域の障害のある人の相談支援・受付 苦情解決制度・第三者委員の周知・充実 石巻地域就業・生活支援センターの設置 | サービス事業所 |

2-1-2 総合的な相談支援の推進

各相談窓口及び関係機関の連携を図り、また、震災による生活環境の変化等を把握しながら、住宅や介助、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる総合的な相談支援体制の強化を図ります。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|-----------------|
| 石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみの設置（女川町と共同設置） 障害者相談支援事業所の設置 石巻市女川町自立支援協議会の連携 | 石巻市 |
| 地域の関係機関との連携体制の構築 | 関係機関 サービス事業所 |

2-1-3 職員・相談支援員等の資質向上

障害のある人やその家族等からの相談を受付ける職員をはじめ、相談支援員、民生委員等に対し、障害に関する知識の向上や相談に対する姿勢等を学ぶ機会の充実に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|---------|
| 職員・相談支援員等の各種研修への参加（庁内・外部） 相談支援員・民生委員等に対する研修等への参加 | 石巻市 |
| 職員の専門性や資質向上に向けた研修の実施・参加 | サービス事業所 |

施策2-2 保健・医療サービスの提供

【施策の目的等】

- 生涯を通じて必要な保健、医療サービスが受けられる体制づくりを目的とした施策です。
- 障害のある人が身体健康の保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるようになることを目指します。

【現状と課題】

市の保健事業では、生活習慣病の予防や早期療育へとつなげるための相談支援などのほか、精神保健や高次脳機能障害に対する理解促進などにも取り組んでいますが、アンケート調査の結果をみると、ふだんの暮らしで困っていることとして、「自分の健康や体力に自信がない」が、高くなっています。また、医療について困っていることは「医療費の負担が大きい」、「近所で診療をしてくれる医療機関がない」等の割合が高くなっています（P. 24 図表-14）。

なお、障害のある人の口腔ケアについては、石巻地域でも治療が受けられるよう体制整備について、検討を進めています。

今後、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援体制づくりに取り組む必要があります。



【取組内容】

2-2-1 保健サービスの充実

健康の保持・増進のため、乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期療育体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進とともに健やかな成長を支援します。

また、生活習慣病の予防、早期発見のため、中高年齢者を対象に健康教育や健康相談、健康診査を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体健康づくり活動を支援します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|---------|
| 妊婦・乳幼児に対する健康診査・各種相談事業 発達支援事業 未熟児訪問 精神保健福祉事業（相談・講演会等） 特定健康診査・特定保健指導 健康教育・健康相談 身体の不自由な方の健診（車椅子や松葉づえを利用している方） 歯科相談等 | 石巻市 |
| 高次脳機能障害学習会及び交流会 | 当事者、家族等 |
| 定期的な健診の受診と健康教育への参加 普段からの健康づくりの取組 | 地域住民 |

2-2-2 医療費の助成

障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、こうした負担軽減策が周知され、必要な人にもれなく提供されるよう、情報の周知、啓発に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|------|
| 自立支援医療（更生医療・育成医療・療養介護医療）の支給 自立支援医療（精神通院医療）の申請受付 重・中度心身障害者医療費助成事業 国民健康保険特定疾病療養受給者証の交付 未熟児養育医療の給付 | 石巻市 |

施策 2-3 障害福祉サービスの充実

【施策の目的等】

- 障害のある人が、必要な支援を利用（自己選択）し、自ら行動できる（自己実現）ための支援を行うことを目的とした施策です。
- 障害のある人が、地域での自立を実現できるよう、在宅・施設での生活を支援する様々なサービスの質的・量的な充実を図り、サービスを提供します。

【現状と課題】

平成18年度施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障害福祉サービスの提供が始まり、平成25年には障害者総合支援法が施行され、障害のある人の範囲に発達障害者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。

さらに、平成30年度から自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新たな障害福祉サービスとして追加されます。

今後は、障害のある人の日常生活の安定と質の向上を図るとともに、重症心身障害児者の入院、入所等で必要としている医療的ニーズをはじめ、様々な障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していく必要があります。

【取組内容】

2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供

在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|---------|
| 計画相談支援（サービス等利用計画） 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援 移動支援 訪問入浴サービス 補装具の支給 日常生活用具給付 | 石巻市 |
| 介護用品の貸与事業 紙オムツ購入助成事業 | 社会福祉協議会 |
| サービス提供体制の充実 | サービス事業所 |
| 生活支援にかかる各種サービスの提供 | 各種団体等 |

2-3-2 日中活動の場づくり

日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|---------|
| 生活介護（デイサービス） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労継続支援（A型・B型） 地域活動支援センター 日中一時支援 精神障害者コミュニティサロン | 石巻市 |
| サービス提供体制の充実 日中活動サービスの場の提供 | サービス事業所 |

2-3-3 居住・生活の場の確保

障害の状態や生活状況等に応じて、障害者施設や共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|-------------------------------------|---------|
| 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援 自立生活援助 | 石巻市 |
| サービス提供体制の充実 | サービス事業所 |

2-3-4 重症心身障害児者の支援

安心して利用できる医療的ケアが可能なサービス事業所の整備を推進します。特に緊急時やレスパイトとして利用できるサービス提供に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|---------|
| 医療的ケアが可能なサービス提供体制の強化 介護家族の負担軽減対策の充実 | 石巻市 |
| 職員の専門性や資質向上に向けた研修（たん吸引等）の実施・参加 | サービス事業所 |

2-3-5 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進

障害のある人が自己選択・自己決定ができるように必要とするサービスを提供する事業所との連携を図り、地域生活を支援する拠点の整備を含む、基盤強化を図ります。

また、県と連携しながら、サービス提供事業所の適正なサービス提供に向けた取組を推進します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|---------|
| 石巻市女川町自立支援協議会との連携 国・県との連携による適正な運営管理の推進 事業所実地指導・監査の実施 地域生活支援拠点等の整備 | 石巻市 |
| 第三者評価の受審 | サービス事業所 |

2-3-6 経済的支援の実施

国・県・市、民間事業者等で、各種の経済的支援を行い、障害のある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。また、必要な人が必要なサービスを利用できるように、各種制度の周知を図ります。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|------|
| 特別障害者手当等の支給 特別児童扶養手当の申請受付 社会参加促進助成券の交付 自動車改造費助成・運転免許取得費助成 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成 障害福祉サービスの利用負担軽減 共同生活援助（グループホーム）利用助成（家賃補助） 高額障害福祉サービス費の支給 障害基礎年金受給のための相談・受付業務 心身障害児通園対策（交通費の一部助成） 保育所保育料の減免 放課後児童クラブ利用料の減免 NHK放送受信料の減免申請受付 有料道路における障害者割引の申請受付 自動車税等の減免のための生計同一証明書の発行 等 | 石巻市 |



施策 2-4 障害児サービスの充実

【施策の目的等】

- 特別な支援が必要な子どもに対する理解促進やすべての子どもたちの心身の発達促進を行うことを目的とした施策です。
- 子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、特別な支援が必要な子どもの状態を把握し、個々の能力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服することを目指します。

【現状と課題】

障害のある子どもを対象とした施設・事業は、従来の事業体系再編のため、平成24年4月から児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

通所系サービスとしては「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、相談分野の「障害児相談支援」等を実施しています。

障害のある子どもについては、就学前と就学後で生活や教育環境が変化するため、就学前の療育支援情報の有効活用や保育、教育、その他の関係機関の連携が課題となっています。

子どもの成長・発達に合わせた一人ひとりの障害のある子どもに対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

【取組内容】

2-4-1 障害児支援の充実

障害の特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行えるよう、家族等が障害への理解を深めるための相談体制の充実や、就学前後を通じて円滑な療育支援に取り組みます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|---------|
| 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児支援利用計画の作成 児童発達支援センターの設置 | 石巻市 |
| サービス提供体制の充実 | サービス事業所 |

施策 2-5 地域生活移行の推進

【施策の目的等】

- 施設入所者や入院患者（社会的入院を含む）の地域生活への移行を、関係機関と連携を図りながら推進することを目的とした施策です。
- 本人の意向を尊重しつつ、家族や関係者の理解と支援が得られるよう、施設事業者、本人、家族が協力して、障害のある人の地域での暮らしを実現します。

【現状と課題】

現在の障害者施策においては、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域生活への移行及び地域社会での共生が柱となっており、障害があっても自立した生活を送ることができる地域社会が求められています。

アンケート調査の結果をみると、3障害とも「自宅で暮らしたい」の割合が最も高く、「グループホーム等（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場）で暮らしたい」の割合がわずかとなっています。

また、アンケートでは、在宅での暮らしへ移行する場合に必要な配慮として、「年金などの経済的な支援を充実させる」、「気軽に相談できるような体制を充実させる」、「施設に入所、通所して受けられる福祉サービス等を充実させる」などとなっており、地域生活移行に向けて、経済的負担の軽減や相談体制の充実が求められています。

今後は、地域で自分らしく暮らしていくことができる住まいの確保や経済的支援の充実に努めるとともに、障害者施設等が地域生活支援の拠点となり、多様な主体による支援や地域住民の理解を得ながら、地域生活への移行を進める必要があります。

【取組内容】

2-5-1 円滑な地域生活への移行

施設等で暮らす障害のある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域生活移行ができるよう、地域生活移行への意向の把握やグループホームでの生活体験、障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|---------|
| 知的障害者グループホーム体験ステイ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） 共同生活援助（グループホーム）利用助成（家賃補助） | 石巻市 |
| 共同生活援助（グループホーム） 地域生活移行への支援体制の充実 | サービス事業所 |

2-5-2 地域移行支援の体制づくり

障害のある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、関係機関及び事業者と連携し、地域生活に必要な支援やサービスの確保、緊急時に対応できる体制づくりに努めるとともに、地域住民の理解を深め、支えあいながら暮らしていく体制づくりを推進します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|------|
| 石巻市女川町自立支援協議会との連携 医療と福祉の連携強化 地域交流事業、広報・啓発活動等 | 石巻市 |
| 地域で暮らす障害のある人や家族等への理解と配慮 | 地域住民 |

基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します

施策3-1 多様な就労への支援

【施策の目的等】

- 障害のある人が様々な訓練や支援を通じ、働く意欲を促進するための施策です。
- 働く意欲のある人が自分に合った働き方のできる支援を行います。
- 労働の対価として適正な収入が得られる環境づくりに努めます。

【現状と課題】

障害のある人が就労することについては、経済的自立や生きがいづくりとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することが社会の一員としての地域貢献につながりますが、障害者の雇用環境は、依然として厳しい状況にあります。

アンケート調査の結果では「障害者の就業・雇用対策」の重要度が高いにもかかわらず満足度は低いということがわかります（P.32 図表-23）。「現在困っていること」の回答の中に「十分な収入が得られない」（9.8%～29.5%）があげられていることが、そのことを如実に表しています。

現在就労していない人でも、働きたい人が、仕事や作業、訓練をするため（続けるため）に、「障害」のことを理解してくれることを望んでいる（身体で23.1%、知的で51.6%、精神で37.9%）ことから、就労支援は大きな課題といえます。

今後は、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があるほか、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要となっています。

3-1-1 多様な就労への支援

障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援します。

また、障害のある人が各々の適性に応じたサービス提供事業所を選択できるよう、特に最低賃金が適用される就労継続支援A型事業所の開設等を推進していきます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|---------|
| 就労継続支援（A型・B型） 地域活動支援センター 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・公表 障害者就労施設等からの物品等の調達促進支援 | 石巻市 |
| 商品開発・販路拡大に向けた取組の推進 働きやすい環境の整備 | サービス事業所 |

【取組内容】

3-1-2 一般就労の推進

就労移行を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりを推進します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|---------------------|
| 就労移行支援 | 石巻市 |
| 障害者雇用に関する広報・啓発 | 石巻市 ハローワーク |
| 障害者就職面接会の開催 就職説明会の実施 | ハローワーク |
| 障害者雇用の促進と法定雇用率の遵守 障害のある人が働きやすい環境の整備 | 一般企業 |
| 就労に向けた情報提供や訓練等の実施 サービス提供体制の充実 | サービス事業所 |
| 就業面と生活面の一体的な相談・支援 | 石巻地域就業・ 生活支援センター |

3-1-3 就労定着への支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害のある人に対して、就労に伴う環境変化等による生活面の課題に対して、企業や自宅等へ訪問したり、連絡調整や指導助言を行う等の就労定着支援を利用することにより、就労定着への支援に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|---------------------|
| 就労定着支援 障害者雇用の先進事例等の周知 | 石巻市 |
| 障害のある人が働きやすい環境の整備 | 一般企業 |
| 職場定着に向けた支援 障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言 | 石巻地域就業・ 生活支援センター |

基本目標 4 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを推進します

施策 4-1 移動支援の充実

【施策の目的等】

- 障害のある人の行動範囲の拡大、社会参加の促進を目的とした施策です。
- 移動に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とした施策です。

【現状と課題】

障害のある人は、自動車の運転が困難な方も多いため、公共交通のみでは移動先や時間等が制限されます。

市では、障害のある人の移動支援及び社会参加促進のため、タクシー利用や自家用車の燃料費として利用できる在宅障害者等社会参加促進助成券を交付しているほか、外出時の介護等を受ける移動支援や同行援護、行動援護といったサービス、自動車改造や運転免許証取得に伴う助成等の事業を行っています。

アンケート調査の結果をみると、「公共交通（鉄道・バス）の便利さ」に対する満足度が3障害とも平均より低くなっており（P. 32 図表-23）、今後も、気軽に外出でき、活動範囲を広げることができる環境づくりを進める必要があります。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者については、JR等の公共交通運賃や有料道路交通料金の割引制度がないことから、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と同様に助成対象に加えられるよう関係機関に働きかけていく必要があります。

【取組内容】

4-1-1 移動費用の助成等

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して移動できるように、各種交通機関における運賃等の割引や社会参加促進助成券（タクシー・自動車燃料費共通助成券）の交付により、移動支援を推進します。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者への公共交通運賃割引制度の拡大について、引き続き関係機関に働きかけていきます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|------|
| 在宅障害者等社会参加促進助成券交付事業（福祉タクシー・自動車燃料費共通助成券）の適正化 | 石巻市 |
| 障害のある人に対する料金等の割引の実施 | 交通機関 |

4-1-2 移動支援による行動範囲の拡大

外出で移動が困難な視覚障害者等を対象に、行動範囲を広げられるよう、移動のための様々な支援によって当該障害のある人の社会参加の促進に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|---------|
| 行動援護 同行援護 移動支援 自動車改造・運転免許取得費用助成事業 | 石巻市 |
| 視覚に障害のある人等への声掛けや手助け | 地域住民 |
| 職員の専門性や資質向上に向けた研修（行動援護・同行援護等）の実施・参加 | サービス事業所 |

施策4-2 スポーツ・文化活動の推進

【施策の目的等】

- スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障害のある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくりを目的とした施策です。
- 障害のある人が地域で孤立しないよう、身近な交流や学習など、社会参加の機会づくりに努めます。

【現状と課題】

アンケート調査では、「地域で交流できる行事やイベント、スポーツ等の機会」に対する重要度が最も低いとの結果が出ています（P.32 図表-23）。

しかし、スポーツや文化活動は、障害のある人の生きがいにつながるとともに、活動を通じて地域における様々な交流機会にもなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

市では、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化を行い、各種活動に参加しやすい環境整備に努めています。

また、各種団体や障害者施設等においても、障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民等が気軽に参加できる各種イベントを開催し、障害のある人の心豊かな暮らしと地域交流に寄与しています。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。



【取組内容】

4-2-1 生涯学習機会の充実

障害のある人や子どもたちを対象とした生涯学習機会の充実を図ります。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|-----------------|
| 石巻市障害者社会参加促進事業補助金（手話・点字教室等の生涯学習活動に対する補助） | 石巻市 |
| 各種講座・活動機会の提供 | 関係機関 サービス事業所 |
| 各種講座・活動への積極的な参加 | 当事者 |

4-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

障害のある人が気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるように、障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進するなど、すべての市民が一体となって参加できる多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実に努めます。

また、障害特性に応じた情報提供や外出時の支援、ボランティア活動等によるサポートの推進など、多面的な施策の充実を図ります。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|------------|
| 石巻市障害者社会参加促進事業補助金（スポーツ大会・文化講座等の活動に対する補助） | 石巻市 |
| 各種活動・イベント・大会等の開催 | 法人・団体等 |
| 各種活動・イベント・大会等への積極的な参加 | 当事者、ボランティア |

施策4-3 情報・コミュニケーション支援の充実

【施策の目的等】

- 障害のある人が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、様々な情報を取得・活用できる環境をつくることを目的とする施策です。
- 障害特性に応じた多様なコミュニケーション支援の充実と情報提供により、障害のある人の生活支援と社会参加の促進に取り組みます。

【現状と課題】

市では、視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通支援の一環として、市窓口到手話通訳者を配置しているほか、庁舎外での情報保障の一環として、手話通訳者や要約筆記者派遣などの意思疎通支援（コミュニケーション支援）を実施しているほか市ホームページに音声読み上げ機能を付けたり、声の市報として市報記事を音声で録音したCDを提供するなどしています。

誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障害に応じた情報取得やコミュニケーション手段の確保が必要です。

今後も、視覚・聴覚障害のみならず、障害特性や必要性に応じた、わかりやすく的確な情報提供に努めていく必要があります。

なお、近年では、情報通信技術の進展が障害のある人の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用が必要となっています。

【取組内容】

4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実

障害者のコミュニケーション支援のため、聴覚に障害のある人からの相談支援や手話通訳、要約筆記を行うほか、手話が言語であるとの視点から、手話言語の計画的な普及を推進します。

また、ICT（情報通信技術）を活用したコミュニケーション支援・情報入手手段の普及に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|------|
| コミュニケーション支援事業 手話奉仕員養成講座等の開催による手話の普及促進 手話奉仕員フォローアップ研修会の開催 ヘルプカード（手助けが必要なことを伝えるツール）の周知 | 石巻市 |
| IT機器等による情報収集技術の習得 | 当事者 |

4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実

障害のある人が、必要な情報を自ら選択できるように、障害による情報の格差を生む様々な社会的障壁を取り除き、自立生活、社会参加を推進するための情報提供を図ります。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|---------|
| 声の市報発行事業（市報の主な内容を録音したCDを配布） 視覚障害者向け音声コード（SPコード）添付サービス（市が発行する市報、通知文書等） 市ホームページによる情報提供 点字による案内板の設置 障害特性に配慮した情報提供（フロア案内等） | 石巻市 |
| 視覚障害者等へ配慮した広報紙の発行 | 社会福祉協議会 |

基本目標 5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます

施策 5-1 発達・療育支援環境の充実

【施策の目的等】

- 障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、障害の早期発見、早期療育支援を図る体制の整備を目的とした施策です。

【現状と課題】

市では、保健事業や障害児福祉サービス等を通じて障害の早期発見や療育相談を行うとともに、かもめ学園（指定管理）において在宅の障害のある子どもの日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施しています。

アンケート調査の結果をみると、「障害児教育」に対する重要度が高く、特に必要と思う子どもの療育支援への社会資源として、「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」、「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」、「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」との回答が多くなっています。

手帳取得時においては、子どもの療育に関する知識がなかった人、手帳の取得を医療機関から勧められた人が多いことから、各種健診の機会を通じて障害の早期発見をし、適切な相談機関や療育機関につなげていくことが必要です（P. 33 図表-24）。

【取組内容】

5-1-1 発達・療育支援環境の充実

障害の早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制や相談体制を整備し、障害のある子どもやその保護者等が必要とする情報を得ることにより、障害によって生ずる様々なニーズに的確に対応し、安心して充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら発達・療育支援環境の充実に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---------------|------|
| 児童発達支援センターの設置 | 石巻市 |

施策5-2 保育・教育環境の充実

【施策の目的等】

- 乳幼児期、学齢期を通じて、障害のある子どもたちが健全に成長し、「学ぶ力」、「生きる力」を育むことを目的とした施策です。
- 障害のある子どもたちにあった保育や教育の環境を整え、将来への可能性を広げるための事業を行います。

【現状と課題】

学校教育においては、県立石巻支援学校と連携しながら、就学前の段階から様々な機会を通じて適正な就学を支援するとともに、小学校には特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍する特別に支援が必要な子どもへの指導補助を行っています。

また、中学校では特別支援教育共同実習所を運営し、実習を通じた自立支援や生徒間の交流促進を図っています。

アンケート調査では、学校等での生活に望むこととして、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」との回答割合が最も高くなっています（P. 34 図表-25）。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していく必要があります。



【取組内容】

5-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進

障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努め、様々な人間関係に触れながら成長することで、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

また、障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来、自立した生活を送ることを目指して、その基礎・基本となる知識や経験を蓄積し、「生きていく力」や「働く力」を育むための教育内容の充実に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|---------|
| 特別支援教育就学奨励費の支給 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育共同実習所の運営 就学相談の実施 障害児保育事業 放課後児童クラブ事業 児童発達支援 放課後等デイサービス 「石巻市かもめ学園」運営事業 | 石巻市 |
| サービス提供体制の充実 | サービス事業所 |

5-2-2 学校施設の整備・充実

障害のある子どもが、学校でともに学ぶ中で、より多様な人間関係を構築し、ともに成長する環境を整えるとともに、障害によって生じる教育的ニーズを的確に把握し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設及び教育環境の整備・充実に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|------------------|------|
| 学校施設及び教育環境の整備・充実 | 石巻市 |

基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりを推進します

施策6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【施策の目的等】

- ノーマライゼーションの理念を具現化することを目的とした重要な施策です。
- 社会的障壁を解消し、地域で暮らす障害のある人の生活環境や利便性の向上を目的とします。

【現状と課題】

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア（社会的障壁）を取り除いていくことが必要です。

アンケート調査の結果をみると、特に身体障害者で「公共施設や道路等のバリアフリー化」に対する重要度が高いものの、満足度が平均より低くなっています（P. 32 図表-23）。

今後も、震災の影響をはじめ、様々な「暮らしにくい」状況を把握し、早期解消に努めるとともに、社会基盤の復旧・復興に合わせ、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていく必要があります。

【取組内容】

6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進

公的施設はもとより民間施設においても障害のある人の利用を前提とした建築物の整備に努めるとともに、まちの段差など物理的バリア（障壁）を除去し、バリアフリー化を促進します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|-----------------|
| 施設建設時・大規模改修時におけるバリアフリー対応の促進 誘導・案内サインの設置（誘導シート等） | 石巻市 |
| 施設等のバリアフリー化の促進 | 一般企業 サービス事業所 |

6-1-2 住環境改善のための支援・整備

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、公営住宅のバリアフリー化や住宅改修の必要性について設置主体に対して意識の定着を図るとともに、改修費用の助成や技術的支援など住宅改修に対する支援施策の充実に努めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|------|
| 住宅改修費の給付 災害公営住宅の整備 公営住宅における抽選優遇措置 | 石巻市 |
| 住宅建設におけるバリアフリー化の促進 | 一般企業 |

施策6-2 日常生活における安心安全の確保

【施策の目的等】

- 障害のある人の日常生活上の安全を確保し、不安を解消するための施策です。
- 防犯対策や交通安全対策、消費生活相談支援など、障害特性に配慮した安心安全対策に取り組みます。

【現状と課題】

地域で安心安全に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障害のある人自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障害のある人の安心安全を守っていかねばなりません。

障害者基本法では、障害のある人の性別や年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な施策を講じなければならないとの規定があり、適正な方法による情報提供等、障害のある人の消費生活相談を支援しなければならないとされています。

こうした背景には、情報通信の発達や流通の複雑化などにより、犯罪に巻き込まれやすい環境となっていることがあり、環境変化に応じた防犯対策及び意識啓発が必要です。

【取組内容】

6-2-1 防犯・交通安全対策の推進

防犯・交通安全に対する意識啓発や知識・技術の習得支援を行うとともに、関係機関や地域住民との連携・協力による見守りや、障害特性に配慮した防犯・交通安全施設等の整備を推進します。

| 主な取組 | 実施主体 |
|---|------|
| 防犯・交通安全に対する啓発活動・情報提供 FAX110番・メール110番、FAX119番の周知 点字ブロックの整備 | 石巻市 |
| 防犯・交通安全に対する意識の向上 | 当事者 |
| 地域での障害のある人の見守り | 地域住民 |

6-2-2 消費生活における相談支援

市民相談センターにおいては、関係機関等との連携を図りながら、違法な契約や商品の苦情などの相談支援、情報提供を行います。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|------|
| 消費生活に関する啓発活動・情報提供 弁護士無料法律相談会の実施 消費生活に関する相談受付・注意喚起等 | 石巻市 |

6-2-3 緊急時における安全確保対策の推進

緊急時において、関係機関への通報や相談ができる体制を整備し、迅速な対応により、障害のある人の安全確保に努めるとともに、本人や家族等の不安解消につなげます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|----------------------|---------|
| 家庭用緊急通報装置の貸与 | 石巻市 |
| 緊急時における関係機関との連携体制の強化 | サービス事業所 |
| 緊急時の連絡先の確認 | 当事者 |



施策 6-3 災害時の安心安全策の強化

【施策の目的等】

- 災害時における障害のある人の安全を確保するための施策です。
- 関係者との連携・情報共有や市民との協働による支援体制の構築、迅速かつ的確な情報提供など、障害のある人への安心安全策を確保することを目指します。

【現状と課題】

災害発生時においては、障害のある人が安全な避難場所へ移動するには多くの困難がありました。

アンケート調査の結果をみると、災害が発生した時に家族等の手助けがあれば避難することができる障害のある人の割合が半数を超えており、避難するためには誰かの（何らかの）支援が必要であるが、避難行動要支援者名簿に登録していない障害のある人が半数以上となっている。また、登録していない人の半数以上が、今後も登録の意向がないと回答しています（P. 29 図表-20）。

避難所での生活では、必要物資や情報等の不足に加え、多くの物理的バリア（障壁）や環境変化・集団生活になじめないストレス、医療的ケアが受けられないことによる体調悪化など、多くの困難に直面しており、障害の特性に配慮した福祉避難所の設置等、障害者施設運営法人との協定が行われています。

今後、福祉避難拠点の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安心安全の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

6-3-1 災害時における避難支援体制の強化

東日本大震災での経験や教訓を踏まえつつ、災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録促進や地域住民の協力による支援体制づくりを推進します。

また、障害のある人が安全に安心して避難生活を送ることができるよう、障害特性等に応じて対応できる福祉避難所の指定を進めます。

| 主な取組 | 実施主体 |
|--|------|
| 福祉避難所の指定 災害情報一斉配信事業 避難行動要支援者名簿への登録促進 災害時避難における個別支援計画の作成 避難行動要支援者避難支援マニュアルの作成 災害時の電源確保（人工呼吸器用等）及び備蓄の推進 | 石巻市 |
| 災害発生時に向けた準備 | 当事者 |
| 災害発生時の声掛け 自主防災組織等への協力 | 地域住民 |